

[研究ノート]



会計基準設定におけるコメントレターの役割

市川 紀子

市川 紀子
駿河台大学経済経営学部教授
埼玉県出身
千葉大学大学院社会文化科学研究科博士後期課程
修了・博士（経済学）

キーワード

会計基準設定, コメントレター, 市場関係者

1. はじめに

本稿は会計基準設定における Letter of Comment（以下、コメントレター⁽¹⁾とする）の役割について検討するものである。結論を先取りすれば、コメントレターは、市場関係者の意見を会計基準に反映させる重要なツールを担ってきた。しかし、現代の市場関係者の意見は、本当に反映されているのかは疑問である。

これまで筆者は、主に市川 [2010], 市川 [2018b, c], 市川 [2019b] および市川 [2020a]⁽²⁾ のなかで、様々な基準に関するコメントレターを分析した。本稿はそれらをもとに、会計基準設定のコメントレターの役割やその重要性を検討することとする。

2. 会計基準設定に向けた公表物と諸問題⁽³⁾

会計基準を設定していくにあたり、そのデュー・プロセスに要求される会計基準または解釈

指針になる前段階の公表物として、公開草案（Exposuer Draft：以下、EDとする）、討議資料（Discussion Memorandum：以下、DMとする）、DMなどに対する意見としてのコメントレター、予備的見解／論点整理（Discussion Paper：以下、DPとする）、指針草案（Draft Interpretation：以下、DIとする）などがあげられよう（新日本有限責任監査法人他編 [2011] 7頁参照）。

ただし、大塚 [2010]（60頁）では「会計基準が必要であることは、すでに論証されているが、具体的な会計基準の内容や設定方式についての議論は決着しておらず、継続的な検討が必要である」と述べている。

以上をふまえた上で大塚 [2016]（177頁）は会計基準設定の論拠に関して「企業会計制度の中核となるものが、個々の企業が採用すべき企業会計上のルールを定めた会計基準である。企業会計実務の中心となるのは、特定の事項ごとに定められた会計基準で示された会計処理の集合体であり、企業会計を学ぶ上では個々の会計基準の内容を学んでいくことになる。ただし、会計基準が設定されるべきであることは自明ではない。会計基準の設定によって企業会計には枠が嵌められることとなり、個々の企業の自主的な取り組みが抑制されることで、企業会計自体の発展が阻害される可能性もある。したがって、会計基準については、個別的な内容の妥当性だけでなく、会計基準を設定すること自体の論拠についての検討を行うことが必要となる」

と述べる。その論拠があるからこそ、デュー・プロセスに要求される会計基準または解釈指針になる前段階の公表物もまた容認されることになる。

さらに大塚 [2016] (179頁) は、このような会計基準の整備が進められることになった契機は「1929年のウォール街における株価大暴落であり、1933年証券法および1934年証券取引所法で整備された投資家保護を目的としたディスクロージャー制度で、企業が投資家に提供すべき情報を具体化する必要があったためであった。それゆえ、初期の段階では会計基準の設定にあたって、『相当に権威ある支持 (substantial authoritative support)』を有する会計処理や開示情報の内容を明確にすることが目指された。市場における財務報告における不正を防止することが会計基準を設定することが大きな目的になっていたと考えることができる」と指摘している。

ただし、資本市場の整備・再建により、会計基準が設けられることの論拠となる概念として注目されたのが資本市場における外部性であったと大塚は指摘する。そこでは会計基準に対しては、資本市場に外部性が存在することが生じる「市場の失敗」を防止する役割が期待され、市場の失敗を引き起こす外部性として検討すべきことは、資本市場における企業から投資家への情報提供を財務情報の取引とみなしたときに考慮すべき「取引コスト」であると大塚は述べている (大塚 [2016] 180頁参照)。そして、財務報告における外部性を網羅することは極めて困難であり、その外部性が存在することによる「取引コスト」の総量を現実に計量することは不可能に近いとしたうえで、しかし、会計基準設定の前後を比較することで、「取引コスト」に差分が生じていることは明らかにできる可能性があることを指摘する (大塚 [2016] 194頁)。

さらに大塚 [2017] (59頁) は、米国財務会

計基準審議会 (Financial Accounting Standards Boards : 以下、FASB とする) のストックオプションの会計基準の設定活動に関して「経営者集団からの圧力が大きな影響を及ぼしていた。1990年代には、経営者集団からの強い反対運動によって、FASB は当初の方針を撤回せざるを得なかった。しかし2000年代に経営者集団からの圧力が弱まると、当初からの方針に沿った会計基準の設定が実現された」、 「会計基準の設定作業には、会計基準の理論的な正当性だけではなく、特定の利害関係者の圧力や世論が強い影響を及ぼし得る。そして、利害関係者の総体的な発言力や世論が変われば、会計基準の内容も変わる。どのような社会情勢のもとで設定された会計基準であるのかを検証しておかなければ、現実の会計基準における変化に対応していくことはできない」と述べている。

以上、大塚を引用しながら、会計基準設定に向けた諸問題を論じてきたが、会計基準が整備される背景 (会計基準の論拠) は、常に経済的環境や社会情勢の変化と連動しており、市場関係者の関わり具合によって、変更される可能性が高いということが理解できた。そして、その「関わり具合」が端的に表れるのが、コメントレターであると考えられる。会計基準設定に向けて市場関係者にその内容に関して様々な問いかけを行い、回答された文書がコメントレターである。市場関係者は回答する役割を当然に担う。実際に会計基準に携わり活用するのが市場関係者だからである。そのため、その発言力が強ければ、会計基準にも影響を与えるはずである⁽⁴⁾。

3. コメントレターの役割

前節でも示した、いわゆる DM は公聴会に先立ち文書によって回答者が意見を述べるための基礎として作成されたものであり、その性質上、様々な企業、多くの会計専門家あるいは金融機関に向け意見を求める働きかけをする。

DM が検討している諸定義をこれらの回答者に対して列挙し、回答者の意見、すなわち意見表明書簡（コメントレーター）を集める。回答者はそれぞれ自らの考え方に合致する回答を示すことになる。

市川 [2010] や市川 [2020a] において FASB [1976] *An Analysis of Issues related to Conceptual Framework for Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB Discussion Memorandum, FASB. (以下、FASB1976年討議資料とする) の検討を行った(文脈上、必要に応じて引用する)。制度会計において会計観の転換の実質的なきっかけとなったものが、FASB1976年討議資料である。FASB1976年討議資料が検討している会計観に適合する諸定義をこれらの回答者に対して列挙し、回答者の意見を集めたものが、FASB, Position papers submitted in respect of Discussion Memorandum, *Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, dated December 2, 1976, PART 1, FASB Public Record, FASB, 1977. (以下、Public Record とする) である。回答者はそれぞれ自らの考え方に合致する定義を FASB に対して示している。そこでは、収益費用観(以下、Revenue and Expense View とする)なのか、資産負債観(以下、Asset and Liability View とする)なのか、という選択を、回答者は FASB から求められていた。FASB は実に様々な場所に FASB1976年討議資料に対する意見を求めており、わが国では知られていない米国の企業をはじめ、銀行、監査法人(会計事務所)、American Accounting Association など多岐にわたって意見要請を行い、それらはコメントレーターという形でその要請に回答をだしている。

回答形式はその企業などによって様々であるが、手書きのものから、ワープロ作成のもの、

極端に短いコメントのものから、非常に長いコメントのもの、複数の企業で全く同じ文章の回答がでてくるような状態もあったりと、実に様々な意見表明があげられていた。コメントレーターの全体枚数は2,500枚程で、回答数は294通である。

しかし実際に2,500枚にも及ぶ Public Record の蓋をあけてみれば、Asset and Liability View を推し進めたいであろう FASB の意向に反する、Revenue and Expense View の採用を叫ぶ企業等がほとんどであった。監査法人の Ernst & Ernst を筆頭として Revenue and Expense View を主張した多くの団体に対して (Ernst & Ernst のコメントレーターと同様の意見を示す団体が散見された)、Arthur Andersen & Co を代表とする団体は、真逆の Asset and Liability View を推し進めていたのである。非常にわかりやすく明快な Ernst & Ernst (Revenue and Expense View)/Arthur Andersen & Co. (Asset and Liability View) の対立構造であった(監査法人に関する詳細は、市川 [2020a] 参照)。

Ernst & Ernst は、Revenue and Expense View を支持しており、測定属性に関しては、取得原価主義を選択していた。Revenue and Expense View 支持者の代表的存在であり、他社へのその影響力は絶大であったといえるだろう。FASB の存在を求める(認める)が、しかし FASB の抽象的で理論的な題材をもつ概念的フレームワークの公表は、失望に値するものであり、問題のあるものと痛烈に批判している。その問題を理解するなかで FASB を助けるために Ernst & Ernst は、123枚にも及ぶコメントレーターを提出している。また FASB1976年討議資料とは反対に、Ernst & Ernst においては定義と測定との分離への批判を主張しているのである (Ernst & Ernst [1977] pp. 1280-1402, Letter of Comment No. 151/市川 [2010] 107頁/市川 [2020a] 6-9頁参照)。

Arthur Andersen & Co. は、Asset and Liability

View を支持しており、測定属性として時価主義を支持していた。Asset and Liability View と時価主義を一貫して支持する代表であるといつてよいだろう。会計は現状の中で実際のな事物のなかで根拠付けられるべきであり、営利企業の現実はその資産と負債であること、収益と費用は、資産と負債の変動の結果を記述または説明する単なる慣習的な方法であり所有主持分の変動の分析の一部であることなど述べている。会計の焦点は、資産と負債におかれるべきであり、収益と費用にあるというわけではないと強調している (Arthur Andersen & Co [1977] pp. 603-651, Letter of Comment No. 87/市川 [2010] 99頁/市川 [2020a] 10-11頁参照)。

そしてこの様々な対立構造の結果が、以後の一連の FASB の概念フレームワークや会計基準に大きな影響を与えることになる。ただしその監査法人の対立構造の詳細や影響については、別稿 (市川 [2020a]) において論じているため、本稿では論じない。

FASB1976年討議資料に対して意見をまとめた Public Record が、その後の概念フレームワークや会計基準に影響を与える (市場関係者の意見を反映させる) 重要な役割を果たしたということのみに留めておく。

なお山田 [2019] (63-77頁) によれば、監査法人はかつてのように市場関係者の声を吸い上げ、それを会計基準に反映させるという役割を果たさなくなったと指摘している (PCAOB の監視強化による画一化、コンサルティング業務の拡大、FASB の設立によるトップダウン化等の理由による)。

FASB の設立は1973年であり、FASB1976年討議資料はまだ設立から日が浅い時期に公表されたものである。その頃には上述したように、多くの回答 (意見) が寄せられており、それらの意見は、後の概念フレームワークや、会計基準に影響は与えた。しかし上述で山田 [2019] が述べたように、昨今の監査法人の会計基準へ

の取り組みはかつてのようなものではなくなっていたのである。

わが国においてもそれは同様かもしれない。わが国の企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan : 以下、ASBJ とする) は、2018年3月30日に「企業会計基準第29号『収益認識に関する会計基準』等の公表」(以下、ASBJ [2018a] とする)、「企業会計基準第29号『収益認識に関する会計基準』」(以下、ASBJ [2018b] とする)、「企業会計基準適用指針第30号『収益認識に関する会計基準の適用指針』」(以下、ASBJ [2018c] とする)、「企業会計基準適用指針第30号『収益認識に関する会計基準の適用指針』の設例」(以下、ASBJ [2018d] とする)を公表した (2020年3月には改正収益認識会計基準が公表されているが、基本となる原則に変更はない)。

これらの公表以前には、2017年7月20日に「企業会計基準公開草案第61号『収益認識に関する会計基準 (案)』等の公表」(以下、ASBJ [2017a] とする)、「企業会計基準公開草案第61号『収益認識に関する会計基準 (案)』」(以下、ASBJ [2017b] とする) および「企業会計基準適用指針公開草案第61号『収益認識に関する会計基準の適用指針 (案)』」(以下、ASBJ [2017c] とする) および「企業会計基準適用指針公開草案第61号『収益認識に関する会計基準の適用指針 (案)』の設例」(以下、ASBJ [2017d] とする) が公表されている。

すなわち、ASBJ [2017a], ASBJ [2017b], ASBJ [2017c], ASBJ [2017d] (以下、まとめて捉える場合は公開草案等という) を経て ASBJ [2018a], ASBJ [2018b], ASBJ [2018c], ASBJ [2018d] (以下、まとめて捉える場合は本会計基準等という) が確定したのであるが、公開草案等に対して寄せられたコメントレターについては、公開草案等へのコメントの提出者は団体等が52件、個人は17件で、合計69件となっていたが、実に様々な内容のものがあった。

市川 [2018c] (91-101頁) では、国内の自動車業界のコメントを取り上げ、有償支給取引に関して確認した。そこでは公開草案等で取り上げられた設例 (ASBJ [2017d] 設例32) が問題視され、各社から実務上の困難性が強く指摘されていたことを述べている。わが国の自動車業界は、基本的に支給品は、支給先において在庫管理が行われており、企業による在庫管理に関して実務上の困難さは指摘されていたためである。結果的には、本会計基準等では、譲渡された支給品は、物理的には支給先において在庫管理が行われているため、企業による在庫管理に関して実務上の困難さがある点が指摘されており、この点を踏まえ、個別財務諸表においては、支給品の譲渡時に当該支給品の消滅を認識することができることとしている。また公開草案等で提案されていた設例のうち、本会計基準等においては、そのいくつかは設例を示さないこととなっている。公開草案等への自動車業界等のコメントが汲み入れられた結果であると考えられる。これはある意味で実務界のコメントレーターが会計基準にダイレクトに反映された案件であったと考えることもできよう。

しかし、これらの基準の基本となる原則は、約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益の認識を行うことであり、この原則に従って収益を認識するために、5つのステップによって認識される点は、IFRS 第15号と全く同様である。これは、国際社会からわが国への会計基準のトップダウンであると捉えることもできるかもしれない⁽⁵⁾。すなわち、実務界からのコメントは本会計基準等に向けて幾つかの変更は与えたが、基本となる原則はIFRS 第15号を前提としたものであり、コメントレーターによってその原則が(当初は反対意見も存在したが)覆されることはなかったのである。

4. おわりに

本稿は会計基準設定におけるコメントレーターの役割について検討してきた。コメントレーターは、市場関係者の意見を会計基準に反映させる重要なツールを担っている。しかし、会計基準設定に向けた諸問題や国内外のコメントレーターの役割を検討した結果、特に米国に於いては市場関係者の意見がコメントレーターという形で、その後の会計基準等に反映されていた時代も過去にはあったが、近年では市場関係者の声を反映できていない状況が確認された。ここで問題なのは、反映されていないのであれば、それはなぜかということである。トップダウン形式の問題点もあろうかと考えるが、市場関係者の意見を会計基準に反映させる重要なツールを担っているはずのコメントレーターが反映されない点については、会計基準設定に向けた諸問題として、今後の検討課題としたい。

注(1) これまでコメントレーターを取り上げたものとして津守 [1990]、藤井 [1997]、また2000年以降では、赤塚 [2019]、市川 [2010]、市川 [2018b,c]、市川 [2019b]、市川 [2020a]、梶田 [2019]、梶田 [2020]、などをはじめ、国内に於いても数多くあげられる。

(2) 本稿は、目的にてらし、必要に応じて市川の先行論文等を引用する場合がある。

(3) 本節は、主に大塚 [2016] および大塚 [2017] を参考に会計基準論について検討する。

(4) 会計基準設定の際には、市場関係者の意見の反映は不可欠である。実際に会計基準に携わり活用するのは彼等だからである。そして会計基準の概念的な基礎を提供するのが概念フレームワークである。したがってこの両者は切り放して考えられない。

(5) なお、本稿はトップダウンの形式が良いか悪いかの可否を問うているのではなく、コメントレーターの役割がどの程度のインパクトを与えているのかを問うているものであることを付言しておく。

引用・参考文献等

- ASBJ [2004a] 「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』の公表」。
- ASBJ [2004b] 「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」。
- ASBJ [2004c] 「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』の修正とこれに伴う公表資料のアップ・デートについて」。
- ASBJ [2006] 「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」。
- ASBJ [2017a] 「企業会計基準公開草案第61号『収益認識に関する会計基準（案）』等の公表」。
- ASBJ [2017b] 「企業会計基準公開草案第61号『収益認識に関する会計基準（案）』」。
- ASBJ [2017c] 「企業会計基準公開草案第61号『収益認識に関する会計基準の適用指針（案）』」。
- ASBJ [2017d] 「企業会計基準公開草案第61号『収益認識に関する会計基準（案）』設例」。
- ASBJ [2017e] 「企業会計基準公開草案第61号『収益認識に関する会計基準（案）』等に寄せられたコメント」2018.01.08参照、<https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2017/2017-0720/comment.html>。
- ASBJ [2018a] 「企業会計基準第29号『収益認識に関する会計基準』等の公表」。
- ASBJ [2018b] 「企業会計基準第29号『収益認識に関する会計基準』」。
- ASBJ [2018c] 「企業会計基準適用指針第30号『収益認識に関する会計基準の適用指針』」。
- ASBJ [2018d] 「企業会計基準適用指針第30号『収益認識に関する会計基準の適用指針』の設例」。
- 赤塚尚之 [2019] 「不利な契約に関するIAS第37号の部分改訂プロジェクト：公開草案とコメントレターの分析」『彦根論叢』第421号，80-100頁。
- 井上良二 [2008] 『新版財務会計論』税務経理協会。
- 井上良二編 [2014] 『新版財務会計論改訂版』税務経理協会。
- 井上良二編・市川紀子・吉田智也・木村太一著 [2019] 『新版財務会計論三訂版』税務経理協会。
- 市川紀子 [2010] 『財務会計の現代基盤』森山書店。
- 市川紀子 [2016] 「計算構造類型の再検討：IASBの収益認識基準および概念フレームワークにおける資産負債中心観の変化」『會計』第189巻第2号，200-214頁。
- 市川紀子 [2018a] 「計算構造類型の再検討—ASBJの収益認識基準（案）等に観る会計観を中心に—」『會計』第193巻第4号，64-77頁。
- 市川紀子 [2018b] 「ASBJの収益認識会計基準の公開草案等に対するコメント一覧とその捉え方（研究ノート）」『駿河台経済論集』第28巻第1号，113-129頁。
- 市川紀子 [2018c] 「ASBJの収益認識会計基準の公開草案等へのコメントが本会計基準に与えた影響—ASBJの本会計基準等に観る会計観も含めて—」『経理研究』第60巻，91-101頁。
- 市川紀子 [2019a] 「わが国の金融商品会計基準の動向と展望—井上良二博士の学説を手がかりに—」『駿河台経済論集』第28巻第2号，63-82頁。
- 市川紀子 [2019b] 「わが国の金融商品会計基準改正に向けた意見募集等に対するコメントとその捉え方—本会計基準改正等に観る会計観も含めて—」『産業経理』第79巻第1号，56-67頁。
- 市川紀子 [2019c] 「わが国の収益認識に関する会計基準および討議資料『財務会計の概念フレームワーク』の関係性—井上良二博士の学説を手がかりに—（研究ノート）」『駿河台経済論集』第29巻第1号，57-70頁。
- 市川紀子 [2019d] 「米国における資産負債中心観の原型と歴史的変遷—1970年代のFASBの会計基準設定に向けた諸問題を中心に—」国際会計研究学会第36回研究大会自由論題報告第4報告。
- 市川紀子 [2020a] 「会計基準設定における監査法人の役割—コメントレターを踏まえて—」グローバル会計学会第3回大会第1報告。
- 市川紀子 [2020b 刊行予定] 「改正収益認識会計基準等と概念フレームワークの関係性」『會計』第198巻第5号掲載予定。
- 井尻雄二 [1984] 「アメリカ会計の発展事情：政治の中で育つ会計の道」『三式簿記の研究』中央経済社。
- 岩田巖 [1987] 『利潤計算原理』同文館，1987年。
- 上野清貴 [2019] 『会計の科学と論理』中央経済社。
- 大塚成男 [2010] 「『取引コスト』概念と会計基準論における課題」『會計』第178巻第3号，49-61頁。
- 大塚成男 [2016] 「会計基準設定の論拠としての外部性」『千葉大学経済研究』第30巻第4号，177-196頁。
- 大塚成男 [2017] 「米国におけるストック・オブ

- ション会計の政治化問題』『企業会計』第69巻第3号, 53-59頁。
- 梶田龍三 [2019] 「FASB 概念フレームワークに関するコメント・レターの分析 (1) 概念フレームワークの討議資料 (1974年) を中心にして」『専修商学論集』第109巻, 31-50頁。
- 梶田龍三 [2020] 「FASB 概念フレームワークに関するコメント・レターの分析 (2): 概念フレームワークの討議資料 (1974年) を中心にして」『専修商学論集』第110巻, 19-50頁。
- 河野正男・小口好昭編 [2010] 『会計領域の拡大と会計概念フレームワーク』中央大学出版部。
- 斎藤静樹 [2011] 「会計基準作りの基準と会計研究」『会計』第179巻第1号, 1-13頁。
- 斎藤静樹・大塚成男・八重倉孝・大石桂一・万代勝信・桜井久勝・辻山栄子・池田幸典・山地秀俊・富岡幸雄・関正弘・秋山純一 [2011] 「国際化と基準作りの基準」『会計』第179巻第1号, 113-147頁。
- 新日本有限監査法人・河野明史・腰原茂弘・田邊朋子編 [2011] 『完全比較国威会計基準と日本基準第2版』清文社。
- 津守常弘 [1988a] 「会計原則と利益概念—『包括的利益』概念と『稼得利益』概念に関連して」『産業経理』第47巻第8号, 1-10頁。
- 津守常弘 [1988b] 「会計基準設定の現代的特徴と方向(1)」『会計』第133巻第1号, 44-64頁。
- 津守常弘 [1988c] 「会計基準設定の現代的特徴と方向(2)」『会計』第133巻第2号, 251-268頁。
- 津守常弘 [1990] 「FASB『概念的枠組』の形成と測定属性の問題」『会計』第137巻第6号, 770-791頁。
- 津守常弘 [1991] 「アメリカ会計原則設定史の歴史的教訓」『JICPA ジャーナル』第3巻第1号。
- 藤井秀樹 [1996] 「概念フレームワークとは何か—新しい会計規制の特徴と方向—」『COFRI ジャーナル』第25号, 86-96頁。
- 藤井秀樹 [1997] 『現代企業会計論』森山書店。
- 山田純平 [2019] 「アメリカの会計事情とその論争点」『会計』第195巻第3号, 63-77頁。
- 米山正樹 [2018] 「会計基準研究における対象領域の拡張」『会計』第187巻第4号, 27-39頁。
- AAA [1966] Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory, *A Satatement of Basic Accounting Theory*, AAA, 1966.
- FASB [1976] *An Analysis of Issues related to Conceptual Framework for Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB Discussion Memorandum, FASB.
- Arthur Andersen & Co [1977] "Letter of Comment No. 87," *Position papers submitted in respect of Discussion Memorandum, Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement, dated December 2, 1976*, PART 1, FASB Public Record, FASB, pp. 603-651.
- Ernst & Ernst [1977] "Letter of Comment No. 151," *Position papers submitted in respect of Discussion Memorandum, Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement, dated December 2, 1976*, PART 1, FASB Public Record, FASB, pp. 1280-1402.
- FASB [1977] Position papers submitted in respect of Discussion Memorandum, *Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement, dated December 2, 1976*, PART 1, FASB Public Record, FASB.
- FASB [1978] *Objectives of Reporting by Business Enterprises*, SFAC No. 1, FASB, November 1978.
- FASB [1979a] *Qualitative Characteristics: Criteria for Selectin and Evaliatin Financial accounting and Reporting Policies*, FASB Exposure Draft, FASB, August.
- FASB [1979b], *Elements of Financial Statements of Business Enterprises*, FASB Exposure Draft, FASB, December.
- FASB [1980a] *Qualitative Characteristics of Accounting Information*, SFAC No. 2, FASB, May.
- FASB [1980b] *Elements of Financial Statements of Business Enterprises*, SFAC No. 3, FASB, December 1980.
- FASB [1980c], *Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations*, SFAC No. 4, FASB, December.
- FASB [1981] *Reporting Income, Cash Flows, and Financial Position of Business Enterprises*, FASB Exposure Draft, FASB, November.
- FASB [1983] *Proposed Amendments to FASB Concepts Statements 2 and 3 to Apply Them to Nonbusiness Organizations*, FASB Exposure Draft, FASB, July.
- FASB [1984] *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*,

- SFAC No. 5, FASB, December.
- FASB [1985] *Elements of Financial Statements*, SFAC No. 6, FASB, December 1985.
- FASB [2000] *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, SFAC No. 7, FASB, February.
- FASB [2014] *Revenue from Contracts with Customers*, Financial Accounting Series, No. 2014-09, Topic606.
- FASB/IASB [2006] *Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objectives of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Financial Accounting Series, No. 1260-001, July; IASB, *Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objectives of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Discussion Paper, July, IASB.
- FASB/IASB [2008] *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objectives of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Exposure Draft Financial Accounting Series, No. 1570-100, May, FASB; IASB, *Exposure Draft of an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1: The Objectives of Financial Reporting, Chapter 2: Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, May, IASB.
- FASB/IASB [2010] *Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, SFAC No. 8, FASB; IASB [2010] *The Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.
- IASC [1989] *The Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, July, IASC.
- IASB [2008] Discussion Paper, *Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers*, IASB.
- IASB [2010] Exposure Draft, *Revenue from Contracts with Customers*, IASB.
- IASB [2011] Exposure Draft, *Revenue from Contracts with Customers*, IASB.
- IASB [2013] Discussion Paper, *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, July, IASB.
- IASB [2014] IFRS No. 15, *Revenue from Contracts with Customers*, IASB.
- IASB [2015] Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, May, IASB.
- IASB [2015] Basis for Conclusions Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, May, IASB.
- IASB [2018] *Conceptual Framework for Financial Reporting*, March, IASB.